

## 第七期山口県栽培漁業基本計画の概要

### 1 基本計画策定の趣旨

沿岸漁場整備開発法に基づき国が策定した基本方針を踏まえ、平成23年9月に策定した計画を見直し、本県の栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するための計画を策定

### 2 計画年度

平成27年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする。

### 3 栽培漁業の現状と課題

#### (1) 栽培漁業に参画する漁業者の減少高齢化

栽培漁業に参画する漁業者の減少高齢化により漁業者が行う中間育成の技術低下、規模の縮小や廃止が見られる。

また、新規就業者等への栽培漁業に関する普及啓発や技術の引継が円滑に行われず、漁業者の栽培漁業に対する意識低下や放流体制の弱体化が見られる。

栽培漁業は積極的に資源を増大させるとともに、資源の増加による漁獲の増加に直接つながり、沿岸資源の回復と漁業経営の安定の双方に直接的に寄与することができる重要な手段であるため、これら栽培漁業の原点を漁業者自身に理解してもらう取組を進める必要がある。

#### (2) 種苗生産施設、中間育成施設の老朽化

栽培漁業関連施設の老朽化による破損や故障によって、生産業務に支障を来す事例が生じていることから、生産能力を維持させるために施設の計画的な補修、更新が必要である。

また、放流に必要な種苗の数量を適切に確保するため、関係都道府県の種苗生産機関との連携、分業等を推進し、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制を検討する必要がある。

#### (3) 限られた財源の中での栽培漁業の展開

漁業者の放流経費負担能力の低下、公益法人基金運用益の低下等により、種苗放流に必要な経費の確保が困難となりつつある。

このため、放流効果調査結果に基づく対象種の重点化の検討、対象魚種や放流目標数等の見直し、放流適地への集中放流、種苗生産・中間育成・放流の各過程における経費の低コスト化をなお一層進める必要がある。

#### (4) 種苗の疾病対策

放流種苗を安定的に生産するためには種苗生産から中間育成の期間中の防疫対策が不可欠である。しかし、クロアワビの筋萎縮症、クルマエビの PAV（急性ウイルス血症）やキジハタの VNN（ウイルス性神経壊死症）等の疾病問題は完全な克服には至っておらず、最近ではあわび類のキセノハリオチス感染症やヒラメのアクアレオウイルス感染症等の新たな疾病の脅威にもさらされていることから、引き続き、防疫対策の強化に努めていく必要がある。

#### (5) 対象海域に配慮した栽培漁業の推進

放流計画の策定、種苗の生産、放流に当たっては、生物多様性の保全、特に遺伝的多様性への配慮に努める必要があるほか、放流や放流後の保護・育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮する必要がある。

#### (6) 栽培漁業に関する県民への理解促進

栽培漁業は、水産資源の回復・維持に貢献し、ひいては安心・安全な水産物の安定供給に寄与しているほか、自然環境の保全、地域社会の形成・維持等の多面的な機能を有していることについて、県民の理解促進を図る必要がある。

また、漁業者と地域住民等が連携し、地域を挙げて取組む藻場・干潟の保全・再生活動、海岸清掃等の活動を通じて栽培漁業の重要性を広く周知していく必要がある。

### 4 栽培漁業の今後の推進方向

#### (1) 第七期基本計画の骨子

「栽培漁業の原点回帰と着実な資源造成」をサブタイトルとして以下の事項を重点的に推進する。

##### ① 広域プランに基づく広域連携の着実な推進による資源造成

関係海域栽培漁業推進協議会において策定された広域プランに基づき、関係団体や関係府県と共に共同種苗生産・放流や資源管理措置を推進し、トラフグ（日本海、瀬戸内海）・ヒラメ（日本海）・サワラ（瀬戸内海）の資源造成に努める。

##### ② 資源造成型栽培漁業の一層の推進と一定条件下での一代回収型栽培漁業の実践

回遊性魚種については、収容力を踏まえた適地への集中的な放流や資源管理計画に基づく小型魚保護等の取組とともに、放流種苗の保護育成のための魚礁等を造成し、天然資源も含めた資源造成型栽培漁業を推進する。

また、漁場を限定した管理が可能な定着性水産動物であるアワビ、ウニや保護網等による管理が可能なアサリ等の貝類については、一代回収型栽培漁業対象種として位置づけ、その効率的な実施に向けて放流種苗の安定生産、小型魚の保護措置及び放流技術の改善を図る。

##### ③ 中間育成を支えてきた漁業者から新規就業者等の次世代への栽培漁業の円滑な引継

新規就業者等の漁業後継者や若手漁協職員等の次世代に栽培漁業に関する意識や技術を円滑に引き継ぐために、栽培漁業の研修会や現場の放流手法の再点検による最適な放流方法の確立、水産業普及指導員や栽培公社職員等による現場指導等を徹底する。

##### ④ 県栽培漁業センターや地裁協間の連携による中間育成の分業化

各地裁協の中間育成能力が落ちてきている中、限られた人員・施設・財源で効率的に種苗放流を継続していくため、県栽培漁業センターや地裁協間の連携を強化し、魚種に応じて地裁協の地区を越えた中間育成の集約化や分業化を検討する。

⑤ 幅広い県民運動の展開を通じた県民理解の醸成

栽培漁業は、水産資源の回復・維持に貢献し、ひいては安心・安全な水産物の安定供給に寄与しているほか、自然環境の保全、地域社会の形成・維持等の多面的な機能を有している。

特に、漁業者と地域住民等が連携し、地域を挙げて取り組む藻場・干潟の保全・再生活動、海岸清掃等の活動が県下各地で拡大展開されつつある中、こうした活動を通じて、栽培漁業のこれら多面的機能の重要性のみならず、水産業全般に関する理解を醸成させていく。

(2) 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

① 対象種

種苗生産・放流に係る技術レベル、魚種ごとの環境適性、漁業者の要望、漁獲後の市場の需要動向や流通販売までを総合的に検討し、次のとおり栽培対象種を選定。

区 分	魚 種 名
魚 類	マダイ、カサゴ、ヒラメ、トラフグ、はた類（キジハタを含む。）、アカアマダイ、オニオコゼ、マコガレイ、 <u>シロアマダイ</u>
甲殻類	クルマエビ、ガザミ
貝類等	あわび類、アカガイ、アカウニ、 <u>バフンウニ</u> 、アサリ、ミルクイ、タイラギ、イタボガキ、 <u>まてがい類</u>

注) 下線の魚種は第七期における新規対象種

② 新規対象種の選定理由

第七期基本計画における新規対象種の選定理由は次のとおり。

魚 種	選 定 理 由
シロアマダイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あまだい類の中でも希少性の高い高級魚</li> <li>・アカアマダイの種苗生産技術の応用が可能</li> </ul>
バフンウニ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗生産に対する漁業者の要望が高い</li> <li>・本県の重要資源の一つであるが、近年は漁獲量が激減</li> </ul>
まてがい類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種苗生産に対する漁業者の要望が高い</li> <li>・本県瀬戸内海側の重要二枚貝資源</li> </ul>

### (3) 水産動物の種類毎の種苗の放流数量の目標

平成 33 年度における種苗生産及び放流又は育成を推進することが適当な水産物の種類別放流目標数は次のとおりとする。

(数量単位：千尾、千個)

魚 種	計 画	種苗生産の目標		放流の目標		平成26年度 の放流数		
		数 量	サイズ	数 量	サイズ			
魚 類	マダイ	第六期	700	全長30mm	600	全長50mm	1,044	
		第七期	700	〃	600	〃		
	カサゴ	第六期	300	全長30mm	250	全長60mm	463	
		第七期	300	〃	250	〃		
	ヒラメ	第六期	1,200	全長30mm	900	全長50mm	1,002	
		第七期	1,200	〃	900	〃		
	トラフグ	第六期	785	全長25mm	550	全長70mm	348	
		第七期	785	〃	550	〃		
	キジハタ	第六期	180	全長35mm	100	全長50mm	261	
		第七期	200	〃	150	〃		
	アカアマダイ	第六期	65	全長30mm	50	全長70mm	23	
		第七期	65	〃	50	〃		
	甲 殻 類	クルマエビ	第六期	14,000	全長13mm	10,000	全長30mm～	5,200
			第七期	14,000	〃	10,000	〃	
ガザミ		第六期	4,000	甲幅4mm	2,000	甲幅11mm	1,693	
		第七期	4,000	〃	2,000	〃		
貝 類 等	アカガイ	第六期	1,000	殻長1mm	400	殻長30mm	229	
		第七期	1,000	〃	400	〃		
	アサリ	第六期	3,750	殻長2mm	3,000	殻長10mm～	3,631	
		第七期	3,750	〃	3,000	〃		
	ミルクイ (新規)	第六期	—	—	—	—	—	
		第七期	100	殻長2mm	60	殻長20mm		
	あわび類	第六期	1,100	殻長13mm	900	殻長30mm	706	
		第七期	1,100	〃	900	〃		
	アカウニ※	第六期	—	—	200	殻径20mm	150	
		第七期	—	—	200	〃		

注) アカウニは他県産幹旋方式

**(4) 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項**

県及び栽培公社は、必要に応じて、市場調査や標本購入等を通じて放流種苗の成育・分布及び採捕の状況等を調査し、効果の把握に努めることとし、調査精度を高めるため、漁業者・漁協・市場・遊漁者等に協力を求める。

これらの調査結果については、栽培漁業に関する研修会や関係機関のホームページへの掲載等を通じて、関係漁業者等に積極的に還元するとともに、各地区における放流計画に反映させるよう指導を強化する。

特に県の範囲を越えて広域回遊する魚種については、水総研等、関係機関と連携してモニタリングを行うこととし、その結果については海域栽培漁業推進協議会を通じて関係機関と共有し、効果的な資源造成に向けた検討や事業に反映させる。

**(5) 放流効果実証事業に関する事項**

トラフグ、ヒラメ並びにアカアマダイの放流効果を実証し、その成果を漁業者等へ普及していくための取組に関する指標

区 分	事業に関する指標		
	トラフグ	ヒラメ	アカアマダイ
対 象 種	トラフグ	ヒラメ	アカアマダイ
放 流 尾 数	210 千尾以上	560 千尾以上	10 千尾以上
中 間 育 成	状況に応じ、地裁協の協力を得て行う		
放 流 サ イ ズ	全長 70mm 程度	全長 50mm 程度	全長 70mm 程度
放 流 場 所	地裁協と協議して選定した適地		
水産動物の成育のために採捕者に協力を要請する事項	放流後の種苗の保護、小型魚再放流の励行等		
経済効果の把握に関する事項	種苗の一部に標識を施し、事業実施主体が県・漁協・市町等の協力を得て市場調査等を実施し、放流効果の実証に努める		
成果の普及に関する事項	事業実施主体は、毎年、調査結果をとりまとめ、県及び推進会議に報告するとともに、ホームページへの掲載等を通じて漁業者関係者や県民への普及啓発を図る		

(6) その他水産動物の生産及び放流並びに育成に関し必要な事項

本県栽培漁業の推進のための各団体の役割分担は次のとおりとする。

団 体 等	役 割 分 担
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画の策定及び栽培漁業に関する総合的な企画・調整、指導・援助並びに普及啓発</li> <li>○水産動物の種苗生産に係る円滑な需給調整</li> <li>○県栽培漁業センターの整備・拡充</li> <li>○国等の関係機関と連携した栽培漁業に関する技術開発</li> <li>○海域栽培漁業推進協議会への参画と広域連携の強化</li> </ul>
市 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地裁協の会員として地域の栽培漁業の積極的な推進</li> <li>○県・栽培公社と連携した地域の栽培漁業の推進</li> </ul>
漁協系統団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培公社の会員として栽培漁業の推進に必要な指導・助言</li> <li>○海域栽培漁業推進協議会への参画と広域連携の強化</li> </ul>
栽 培 公 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内の栽培漁業推進の中核的機関として栽培漁業の推進に必要な諸取組の推進</li> <li>○県から指定を受けた指定管理者としての県栽培漁業センターの管理（種苗生産及び配布、栽培漁業に係る研究、施設の維持管理）</li> <li>○地裁協等に対する指導・助言</li> <li>○広域回遊性種を中心とした放流効果実証事業等、栽培漁業推進に係る諸事業の実施</li> <li>○栽培漁業に関する積極的な情報発信・普及啓発</li> <li>○栽培漁業推進基金の適切かつ効率的な運用</li> <li>○海域栽培漁業推進協議会への参画と広域連携の強化</li> </ul>
山口県栽培漁業推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画の策定及び変更並びに実施計画の策定に係る協議検討</li> <li>○その他県内の栽培漁業の推進に必要な協議検討</li> </ul>
地 裁 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○種苗の安定確保と小回遊性種を中心とした種苗の中間育成及び放流事業の積極的な推進</li> <li>○中間育成施設の管理運営</li> <li>○放流種苗の保護育成に必要な漁場管理</li> <li>○指定法人と連携した放流効果実証事業を始めとする栽培漁業推進関連事業の実施</li> <li>○栽培漁業に精通した漁業者育成と地域における栽培漁業に係る普及啓発</li> </ul>

団 体 等	役 割 分 担
漁 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地裁協の会員として地域の栽培漁業の積極的な推進</li> <li>○地域内の栽培漁業の実践主体として、定着性種及び小回遊性種中心とした種苗の中間育成・放流と漁場管理</li> <li>○資源管理に関する組合員への指導</li> <li>○青壮年部員等に対する栽培漁業に係る啓発普及</li> <li>○海域栽培漁業推進協議会への参画と広域連携の強化</li> </ul>